公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１１４号
熊本県玉名市中1974番地３
債務者　東　　昌臣
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人大知
4　破産債権の届出期間　平成26年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１１５号
熊本県玉名市中1974番地３
債務者　東　　和子
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人大知
4　破産債権の届出期間　平成26年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１１６号
熊本県玉名市松木22番地７
債務者　東　　勝子
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人大知
4　破産債権の届出期間　平成26年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第８５号
熊本市中央区内坪井町１番67―602号　ホルンハイツ
債務者　宮﨑　健一
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　哲朗
4　破産債権の届出期間　平成26年４月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月22日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２４号
千葉県山武市五木田3361番地30
債務者　新谷　翔太
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　好生
4　破産債権の届出期間　平成26年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月26日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１４１号
東京都立川市富士見町４―15―14立川第二荘、住民票上の住所東京都あきる野市引田529番地
債務者　藤原　忠弘
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中健太郎
4　破産債権の届出期間　平成26年４月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月26日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２７号
富山県小矢部市津沢284番地
債務者　中村　秀市
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　敏彦
4　破産債権の届出期間　平成26年５月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月５日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第２８号
富山県小矢部市津沢284番地
債務者　中村　右英
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　敏彦
4　破産債権の届出期間　平成26年５月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月５日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第２９号
富山県高岡市蓮花寺679番地　ベルクレール蓮花寺308号、旧住所富山県高岡市伏木一宮２丁目７番31号
債務者　塚本　華代
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　入江　佑典
4　破産債権の届出期間　平成26年５月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月５日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第６３２号
静岡県浜松市南区三島町355番地の１　グランコート三島107号室
債務者　蓮　　恭輔
1　決定年月日時　平成26年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小髙　譲二
4　破産債権の届出期間　平成26年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月４日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第６号
山形県鶴岡市西新斎町２番13号、前住所山形県鶴岡市湯温海甲233番地
債務者　佐々木　諭
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日詰　直史
4　破産債権の届出期間　平成26年５月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月23日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２６年（フ）第１５号
富山県高岡市野村1306番地１　レオパレスＥａｓｔ野村202号
債務者　坂本　政勝
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大原　弘之
4　破産債権の届出期間　平成26年５月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月19日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第２３号
富山県高岡市下黒田794番地４　正六住宅下黒田２号
債務者　坂本　静香
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大原　弘之
4　破産債権の届出期間　平成26年５月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月19日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第２４号
富山県高岡市下黒田794番地４　正六住宅下黒田２号
債務者　坂本　さや
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大原　弘之
4　破産債権の届出期間　平成26年５月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月19日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
富山地方裁判所高岡支部